

今定例区議会で可決した意見書(要旨)

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の景気は緩やかな回復基調が続いていると言われる中で、地域経済の担い手である区内の中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

また、千代田区における固定資産の評価額は、上昇傾向が顕著で、非常に高い水準が続き、固定資産税の過重な負担が、区民の定住や事業継続の大きな障害となっております。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も、「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免、「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税」の軽減措置を継続されますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

(提出先) 東京都知事

本会議における討論(要旨)

今定例区議会では、次の3件の議員提出議案を採決するにあたり、討論がありました。その要旨をご紹介します。

1. 地方自治の尊重と辺野古新基地に関する意見書

【反対の意見】

基地移設は外交、防衛上の問題であり、国益を守るため、国が責任をもって判断し、実行するべきものである。埋め立て承認取り消しに対する政府の執行停止の申し立て、承認取り消し撤回の代執行を求める行政訴訟は、当然の対応と考える。よって本意見書に反対する。(永田)

埋め立て承認取り消しは、普天間基地周辺の危険性の固定化につながり、我が国の安全保障上も極めて深刻な状況となる。政府は、国民の安全を第一に考えるとともに、最終判断は司法に求めていることから、決して地方自治を軽視するものではない。よって本意見書に反対する。(米田)

【賛成の意見】

沖縄県が認めていないにもかかわらず、国が上から強引に押し進めている新基地建設には怒りを覚える。また、辺野古沖には希少動物であるジュゴンをはじめ、262種もの絶滅危惧種が生息しており、自然保護の観点からも建設すべきでない。よって本意見書に賛成する。(岩田)

沖縄も同じ日本であるにもかかわらず、沖縄にのみ基地負担を押し付けているが故に、基地がすぐそこにあるという現実を直視することなく、今に至っている。もし仮に、本当に米軍基地が必要であるならば、日本全体で引き受ける覚悟を持つべきと考える。よって本意見書に賛成する。(小枝)

県民の意思は選挙結果で明確。しかも「埋立法」に瑕疵もある。代執行は民意を押さえつける行為であり、地方自治の侵害そのものである。民主主義と地方自治の本旨に基づき、沖縄県民の意思を受け止め、新基地建設計画を速やかに撤廃することを安倍内閣に強く求め、本意見書に賛成する。(飯島)

2. 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

【反対の意見】

公的年金の保険料を原資とする年金積立金は、安全かつ効率的に運用されなければならないが、少子高齢化の進行等による保険料負担の急増や給付水準の低下を避けるためには、年金積立金を複数の資産に分散投資して運用することが適切で、効果的である。よって本意見書に反対する。(池田)

【賛成の意見】

年金財政を安定させるためには、労働者の雇用や中小企業の経営を安定させ、支え手を増やすことが求められている。高齢者を支える公的年金を削減する一方、保険料を元手とした株式運用を拡大させることは、安全で効率的な年金運用のあり方とかけ離れているため、本意見書に賛成する。(牛尾)

3. 千代田区特別職報酬等審議会特定委員の監査請求に関する決議

【反対の意見】

第1の理由は、委員選定の方法、報酬の支払いについて、現状の条例以外に細かい規定はなく、現在の条例に基づく裁量権の逸脱や乱用であるとはいえないこと。第2の理由は、議員報酬を審議する第三者機関の委員に対して議会が調査権を行使することには慎重であるべきことから反対する。(大串)

委員報酬及び費用弁償については、千代田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例により、規定されている。指摘された委員の報酬、費用弁償についても条例の規定の範囲内で支給されている。よって千代田区特別職報酬等審議会特定委員の監査請求に関する決議に反対する。(大坂)

【賛成の意見】

特別職報酬等審議会条例では、審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱するとあるが、条例にあてはまらない委員に委嘱している。報酬額も担当課長の一存で決められており、極めて曖昧で、違法又は不当な公金支出である。よって決議に賛成する。(小林た)

区民でない委員が参加できることについて、条例に明確な基準がない。航空運賃の支払規定も条例になく、航空運賃の必要な委員の委嘱は想定外。附属機関の代表者間で報酬額が相違すること。また、特定委員に委嘱した経緯も明確でない。以上により、決議に賛成する。(たかざわ)